

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月 4 日提出
【計算期間】	第 2 期(自 平成20年8月12日 至 平成21年8月10日)
【ファンド名】	MHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 慎 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品開発部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円建て債券（以下「ユーロ円債」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の成長をはかることを目指します。
- ② 200億円を上限に受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。
- ③ 社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
●単位型投信 追加型投信	●国 内 海 外 内 外	●株 式 債 券 不動産投信 その他資産 資産複合	インデックス型 ●特殊型 (条件付運用型)

・商品分類定義

該当分類	分 類 の 定 義
単位型投信	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
特殊型（条件付運用型）	目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいい、括弧内の記載は当該分類の属性区分における小分類を表す。

<属性区分>

・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	特殊型
---------------------	------	--------	-----

株式 一般 大型株 中小型株 ●債券 一般 公債 社債 ●その他債券 クレジット属性 不動産投信 その他資産 資産複合	●年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） 年12回（毎月） 日々 その他	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	ブル・ベア型 ●条件付運用型 ロング・ショート型／ 絶対収益追求型 その他
---	--	--	---

・属性区分定義

該当区分	区 分 の 定 義
債券・その他債券	目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
条件付運用型	目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

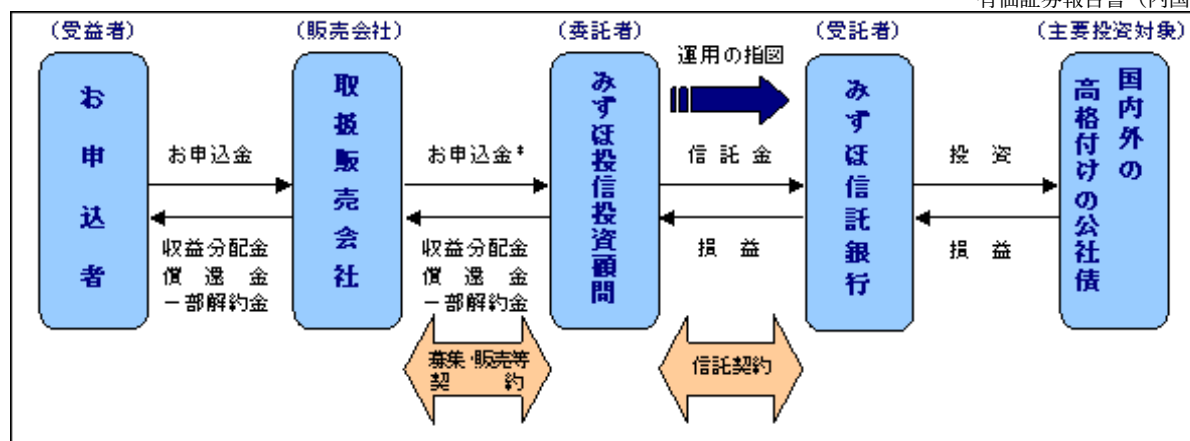
（注1）商品分類および属性区分は、委託者が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

（注3）当ファンドは、国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円債に投資を行います。当該ユーロ円債は、主として日経平均株価の動きに応じて償還価格が決定される性質を有します。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託者との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けれます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する目論見書、信託約款、運用報告書等の交付 等

委託者は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託者は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき資産管理サービス信託銀行株式会社に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

* お申込金は、委託者の指定する口座を経由して受託者の指定するファンド口座（受託者が再信託している場合は、当該再信託受託者の指定するファンド口座）に払い込まれます。

② 委託会社の概況

1 資本金の額 20億4,560万円(平成21年10月31日現在)

2 会社の沿革

- 昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
- 平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
- 平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
- 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

3 大株主の状況(平成21年10月31日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニーエルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシティ市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、信託財産の成長をはかることを目標として運用を行います。

② 運用方法

1 主要投資対象

国内外の高格付けの公社債、特にユーロ円建て債券(以下「ユーロ円債」といいます。)を主要投資対象とします。

2 投資態度

a 当ファンドが主要投資対象とする国内外の公社債は、以下の性質を有し、かつ当ファンドの信託期間終了日前に償還されるユーロ円債とします。

i. 当ファンドの第1期から第4期までに設定された判定日(毎年7月23日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。以下同じ。)における日経平均株価が、当初株価(当ファンドの設定日から3営業日間の日経平均株価の平均値(小数点第3位切り捨て)をいいます。以下同じ。)比100%以上の水準であれば、直後の利払日にあらかじめ定められた価格で繰上償還します。

(注) 日経平均株価は、各該当日における大引け終値を対象とします。(以下同じ。)

ii. 上記 i. による繰上償還が行われなかった場合、株価観測期間中(当ファンドの設定日から起算して4営業日目から当ファンドの満期償還日の11営業日前までをいいます。以下同じ。)の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準に下落するか否かにより、以下のように償還価格が決定します。

イ. 株価観測期間中の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準に下落しなかった場合には、あらかじめ定められた価格で償還します。

ロ. 株価観測期間中の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準に下落した場合は、最終株価(当ファンドの満期償還日の11営業日前の日経平均株価をいいます。)の当初株価比に連動した価格(ただし、あらかじめ定められた価格を上限とします。)で償還します。

(注) 日経平均株価に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。

b 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時にAA-もしくはAa3以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。(格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託者が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。)

c 原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中、組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。この場合、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。

d 第1期から第4期までの判定日における日経平均株価が、当初株価比100%以上の水準であれば、直後の決算日に信託契約を解約し、信託を終了します。(以下「早期償還」といいます。)

e 市場動向やファンドの資金事情および日経平均株価の改廃その他の特殊な状況等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

a 有価証券

b デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条に定めるものに限り。）

c 金銭債権

d 約束手形（aに掲げるものに該当するものを除きます。）

2 次に掲げる特定資産以外の資産

a 為替手形

② 有価証券

委託者は、信託金を、主として次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- 1 国債証券
- 2 地方債証券
- 3 特別の法律により法人の発行する債券
- 4 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 5 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 6 転換社債の転換および新株予約権（会社法第236条第1項第3号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしている新株予約権付社債（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）の行使により取得した株券
- 7 コマーシャル・ペーパー
- 8 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1～7の証券または証書の性質を有するもの
- 9 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1から5までの証券および8の証券または証書のうち1から5までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、6の証券および8の証券または証書のうち6の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といいます。

③ 金融商品

委託者は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

- 1 預金
- 2 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3 コール・ローン
- 4 手形割引市場において売買される手形

(3) 【運用体制】

① 意思決定プロセス

- 1 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
- 2 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
- 3 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
- 4 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
- 5 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成21年9月末現在5名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。

なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

② ファンドの投資プロセス

- 1 当ファンドは公社債の組入れにあたり、前記（１）投資方針 ② 運用方法 ２ 投資態度 a に記載される性質を有するユーロ円債を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。
- 2 主要投資対象とするユーロ円債は、組入れ時にAA-もしくはAa3以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行するユーロ円債を投資適格として投資対象とすることを基本とします。（格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ社あるいはムーディーズ・インベスターズ・サービス社による格付けを基準にします。ただし、これらの格付けがない場合には、委託者が当該格付けと同等の信用度を有すると判断したものを含みます。）
- 3 原則として、投資適格のユーロ円債を可能な限り高位に組入れ、信託期間中は組入れたユーロ円債の銘柄の入れ替えは原則として行わないことを基本とします。ただし、組入れたユーロ円債の格付けまたは発行体の格付けが大きく低下した場合等には、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。この場合、当ファンドの運用方針が達成されない可能性があります。

《組入れるユーロ円債の発行体について》

- ・組入れるユーロ円債は、SGA ソシエテ ジェネラル アクセプタンス NV（信用保証 ソシエテ ジェネラル）〔格付：A+（S & P）／Aa2（Moody 's）〕およびドイツ銀行 AG ロンドン（ドイツ銀行 ロンドン支店）〔格付：A+（S & P）／Aa1（Moody 's）〕が発行するユーロ円債。
- ・ファンドの資金事情ならびに市況動向等によっては、どちらか一方の発行体が発行するユーロ円債に投資する場合があります。
- ・格付けは、スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社またはムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody 's）社によるものを記しています。（平成21年9月25日現在）

〈ファンドの特色〉



年1回の分配目標：年1回の決算日に、目標分配額を支払うことを目指します。
目標分配額は、第1期**587円**、第2期**50円**、第3期以降は**10円**です。^(注)

(注) 早期償還する場合、次の期以降に予定されていた目標分配額は支払われません。
また、早期償還および満期償還時の目標分配額は、償還価額に含まれて支払われます。



早期償還条項付：年1回の判定日^{※1}に、日経平均株価が早期償還水準〔当初株価^{※2}の100%〕以上であった場合、直後の決算日に投資元本（1口当たり1万円）＋目標分配額で早期償還することを目指します。



条件付元本確保：早期償還されない場合でも、株価観測期間^{※3}中の日経平均株価が以下のいずれかの条件を満たしている場合には、満期償還時に投資元本を確保することを目指します。

（投資元本を確保した価額に、上記「I」の目標分配額を加算した価額での償還を目指します。）

- ① 一度もワンタッチ水準〔当初株価の60%〕を超えて下落していない。
- ② ワンタッチ水準を超えて下落したが、最終株価^{※4}が当初株価比100%以上となった。

なお、ワンタッチ水準を超えて下落し、かつ最終株価が当初株価を下回った場合には、満期償還時の目標分配額加算前の償還価額（目標）は10,000円未満となります。

※ファンドが上記の特色を有するために、株価観測期間中の日経平均株価の変動および最終株価の水準に応じて償還日および償還価格が決定されるユーロ円債（格付は原則組入れ時AA-またはAa3以上）を主要投資対象とし、可能な限り高位に組入れます。

【用語説明】

- ※1 判定日：毎年7月23日（休業日の場合は翌営業日）とします。（※第5期は判定日はありません。）
- ※2 当初株価：平成19年8月10日から同年8月14日の3営業日の日経平均株価の平均値（小数点第3位切り捨て）をいいます。
なお、早期償還水準（＝当初株価）およびワンタッチ水準についても小数点第3位切り捨てとします。
- ※3 株価観測期間：平成19年8月15日から平成24年7月25日までの期間をいいます。
- ※4 最終株価：平成24年7月25日の日経平均株価をいいます。
- (注) 日程は、平成19年6月22日時点において知りうる暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加などがあった場合は変更になることがあります。日経平均株価は、該当日における大引け終値を対象とします。

〈早期償還のイメージ〉

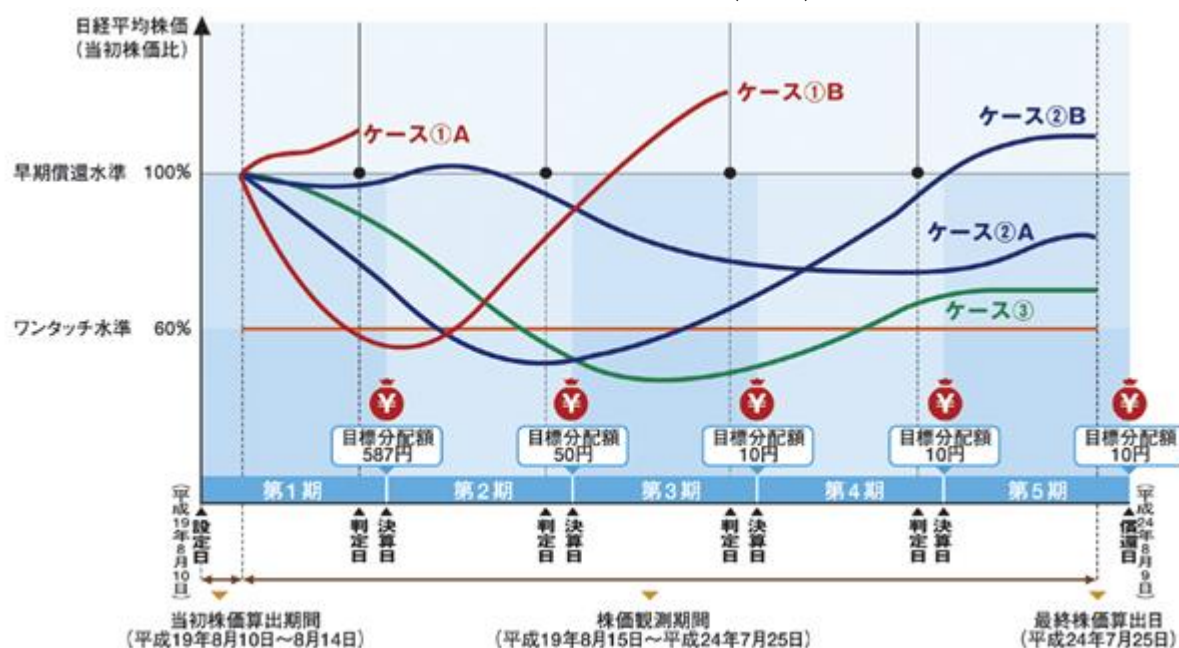


(注) 早期償還および満期償還時の目標分配額は、償還価額に含まれて支払われます。また、累積分配額は、償還価額に含まれる目標分配額を合わせた累積額です。

〈各期の目標分配額・判定日・早期償還日〉

	目標分配額	判定日	早期償還日(決算日)
第1期	587円	平成20年7月23日	平成20年8月11日
第2期	50円	平成21年7月23日	平成21年8月10日
第3期	10円	平成22年7月23日	平成22年8月9日
第4期	10円	平成23年7月25日	平成23年8月9日
第5期	10円	—	—

〈ファンドのスケジュールと償還パターン・償還価額(目標)のイメージ〉



ケース① 早期償還

- A 第1期の判定日に早期償還水準以上となったので、第1期の決算日に投資元本+目標分配額(=10,587円)で早期償還します。
- B 株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落しましたが、第3期の判定日に早期償還水準以上となったので、第3期の決算日に投資元本+目標分配額(=10,010円)で早期償還します。(累積分配額647円)

ケース② 満期償還

- A 判定日に早期償還水準以上になりませんが、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落しなかったため投資元本を確保して投資元本+目標分配額(=10,010円)で満期償還します。(累積分配額667円)
- B 判定日に早期償還水準以上にならず、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落しましたが、最終株価が当初株価比100%以上となりましたので、投資元本を確保して投資元本+目標分配額(=10,010円)で満期償還します。(累積分配額667円)

ケース③ 満期償還

- 判定日に早期償還水準以上にならず、株価観測期間中にワンタッチ水準を超えて下落したうえ、最終株価が当初株価を下回ったため、最終株価の当初株価比に連動した償還額+目標分配額(10円)で満期償還します。(累積分配額667円)
- 例) 最終株価が当初株価比75%となった場合
→ 償還価額(目標)は10,000円×75%+10円=7,510円となります。

本書における償還価額（目標）および目標分配額（累積分配額を含みます。以下同じ。）などの各投資成果は、当ファンドが投資対象とするユーロ円債に全額投資を行い、かつ条件通りにその利払および償還が受けられたと仮定したものであり、途中換金時のものではなく、実際の運用成果を保証するものではありません。なお、税額は考慮しておりません。

また、目標分配額については平成19年6月1日現在における投資環境に基づくものであり、実際に組入れることとなるユーロ円債の利払額およびそれに基づく当ファンドの目標分配額は、当ファンドの設定日に決定されます。

本書における償還価額（目標）、目標分配額は、すべて1口当たりの額を表示しております。

日程については、平成19年6月22日時点において知りうる暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合は変更になることがあります。

③ 関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託者に対して、委託者は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

各計算期末における収益の分配は、次の方法により行います。

- 1 分配対象収益の範囲は、元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。
- 2 分配金額は、委託者が信託契約締結時に組入れるユーロ円債の利払条件等を基に各期において目標とする分配額を定めます。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。

～目標分配額について～

1口当たり：第1期 587円、第2期 50円、第3期～第5期 10円

※目標分配額は、組入れられるユーロ円債の利払（クーポン）条件に大きく影響を受けるものであり、当該利払金からファンドの信託報酬等を控除した後、各計算期末において分配が可能と見込まれる額をいいます。なお、その額は、ファンド設定時における株式市場の予想変動率ならびに金利環境等を基に決定されます。

※上記の目標分配額は、平成19年6月1日時点における投資環境に基づくもので、最終的な目標分配額ではありません。

※目標分配額は、当ファンドが目標とする分配額を示すものであり、実際に支払われる収益分配金の金額を保証するものではありません。

※最終的な目標分配額は、ファンド設定日以降、お申込みの販売会社を通じてお知らせいたします。

② 収益分配金の支払い

収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等（あらかじめ、このファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関にかかる口座管理機関をいいます。以下同じ。）の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

① 株式（約款 運用の基本方針 運用方法（3）投資制限、約款第17条および約款第18条）

- 1 株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得したものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- 2 委託者が投資することを指図する株式は、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株式割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。
- 3 前記2の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。
- 4 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

② 外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法（3）投資制限および約款第14条）

外貨建資産への投資は行いません。

③ 同一銘柄の転換社債等（約款 運用の基本方針 運用方法（3）投資制限および約款第19条）

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の組入比率は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

④ 有価証券先物取引等（約款第20条）

- 1 委託者は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。
 - a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（信託財産の組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1および2で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- 2 委託者は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - b 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに（2）投資対象③に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - c コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1および2で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

⑤ 有価証券の貸付（約款第27条）

- 1 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - b 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2 上記1に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑥ 資金の借入れ（約款第28条）

- 1 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲とします。
- 3 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

当ファンドは、主として国内外の高格付けの公社債など値動きのある証券に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。投資信託は預金商品や保険商品ではなく預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。なお、当ファンドにおいて想定される主なリスクは以下の通りです。

① 市場リスク

当ファンドの主要投資対象であるユーロ円債の価格は、主に日経平均株価の変化や金利の変化その他の要因により変動します。通常、日経平均株価が上昇した場合や金利が低下した場合は当該ユーロ円債の価格が上昇する傾向があり、一方、日経平均株価が下落した場合や金利が上昇した場合は下落する傾向がありますが、必ずしも日経平均株価の動きや金利の変化に連動するとは限りません。

お申込み時における市場リスク：前述の、2 投資方針（3）運用体制②ファンドの投資プロセスおよび（4）分配方針に記載されている目標分配額（累積分配額を含みます。以下同じ。）ならびに償還価額（目標）は、当ファンドの募集期間中には決定されておりません。実際の当ファンドの目標分配額ならびに償還価額（目標）は、設定日において、その時点における日経平均株価の予想変動率ならびに金利環境等に基づいて決定されます。また、当初株価、早期償還水準およびワンタッチ水準に該当する株価は設定日から3営業日間の日経平均株価の大引け終値の平均値によりそれぞれ決定されます。当ファンドの取得のお申込みは設定日の前々営業日までに行っていただくことになりますので、各投資家の皆様は、お申込みをされる際には、市場動向等をご自身でご判断のうえ、目標分配額ならびに償還価額（目標）が前述のシミュレーションに示されている仮定条件と同じではない可能性があること、および組入れられるユーロ円債に適用される諸条件が未確定であることに十分ご留意のうえお申込みください。

② 信用リスク

当ファンドは、主要投資対象とするユーロ円債の発行体の債務不履行等により、各期の利払金(クーポン)ならびに債券償還金額等が当ファンドに支払われなくなるリスクがあります。このような場合、目標分配額の分配ができなくなることに加え、日経平均株価の動向にかかわらず、当ファンドが償還時および早期償還時に目標とする償還価額での償還ができない可能性があります。

また、当ファンドが主要投資対象とするユーロ円債の発行体に債務不履行が生じる可能性が高まったときには、当該ユーロ円債の信用リスクの上昇から価格は大きく下落する可能性があります。このような場合、委託者の判断により、当該ユーロ円債を償還日以前に途中売却することがあります。なお、当ファンドは、組入れユーロ円債を途中売却した場合でも、第1期から第4期の判定日における日経平均株価が、当初株価比100%以上の水準であれば直後の決算日に早期償還されます。ただし、このような場合投資元本に目標分配額を加えた額で償還を目指す当ファンドの運用目標は達成されない可能性があります。また、途中売却をした場合、その時点で信託契約を解約することが受益者のため有利であると認められる場合には、当ファンドを繰上償還することもあります。その際には、前述同様、当ファンドが償還時に目標とする償還価額での償還ができない可能性があります。

なお、当ファンドにおいては、原則組入れ時にAA－（スタンダード・アンド・プアーズ社）以上、もしくはAa3（ムーディーズ・インベスターズ・サービス社）以上の格付けを得ている銘柄または同等の格付けを得ている発行体が発行する公社債（ユーロ円債）に投資することにより、信用リスクの低減に努めます。

公社債の格付けについて

格付機関名	S&P社	Moody's社	
	AAA	Aaa	
高い ↑	AA	Aa	投資適格格付 (投資適格債)
	A	A	
格付 (信用力)	BBB	Baa	
	BB	Ba	
	B	B	投機的格付 (高利回り債)
	CCC	Caa	
低い ↓	CC	Ca	
	C	C	
	D		

公社債の格付けとは、公社債の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すもので、格付け機関（スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）社、ムーディーズ・インベスターズ・サービス（Moody's）社等）によって格付けがなされています。格付け機関ごとに定めた記号等（AAA、Aaaなど）によって公社債の信用力が表われ、格付けされた債券のうち債務を履行する能力が十分あり、投資するに適するものを投資適格格付けといいます。

AAおよびAaは、最上位格付け（AAA、Aaa）に次ぐ高いカテゴリーの格付けに位置しており、更にAA/AaからCCC/Caaまでのカテゴリー内では相対的強さを表す「+、符号なし、-」、「1、2、3」の記号が付されています。「AA-」および「Aa3」は、最上位格付けから4番目に高い信用力を有する格付けにあり、S&P社の格付けでは、「債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付けとの差は小さい。」と定義されています。

③ 銘柄集中リスク

当ファンドは、原則として一定の性質を有するユーロ円債に集中投資をします。（当ファンドの設定額やユーロ円債の発行体の資金調達条件等により、単一銘柄に集中投資する可能性もあります。）また、原則として、投資した公社債の銘柄の入れ替えは行わず当該公社債が償還されるまで保有します。このため、当ファンドの当該期間中の基準価額は、より多くの銘柄に分散投資し銘柄の入れ替えを行う一般的な公社債を主要投資対象とするファンドに比べ、設定時に組入れた公社債（ユーロ円債）の価格変動の影響を大きく受けます。また、信用リスクが顕在化した場合など、流動性が著しく低下し、一部または全部売却ができなくなり、そのためファンドの基準価額が大幅に下落する可能性があります。

④ 一部解約にかかるリスク

当ファンドの一部解約については、平成19年8月27日から平成24年7月18日までの毎月20日(休業日の場合は翌営業日)を解約請求受付日としております。特別な場合を除いて、原則として前述以外の日における一部解約の実行はできません。なお、各判定日において早期償還条件を満たし、直後の決算日において早期償還を行うこととなった場合、当該判定日の翌営業日以降は一部解約の実行の請求は行えません。また、一部解約の請求額が多額と判断される場合または証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受けた一部解約の実行の請求を取り消すことがあり、直ちに一部解約をできないリスクがあります。

一部解約の際に適用される解約価額は、一部解約の実行請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額となります。この場合の基準価額は、信託期間末の償還価額のように、株価観測期間中の日経平均株価が当初株価比60%未満の水準まで値下がりしなければ基準価額の元本割れを防ぐことを目指すような手当ては一切行っておりません。従って、一部解約時の市場環境等によっては、前述の市場リスク、信用リスク、銘柄集中リスク等の影響を大きく受ける可能性があります。なお、前述の、2 投資方針（3）運用体制②ファンドの投資プロセスに記載されている償還価額（目標）はあくまでも信託終了時において当ファンドが目標とするものであり、期中の一部解約時におけるものではありません。

⑤ その他の留意点

当ファンドの当初株価の算出期間、早期償還の判定日、株価観測期間ならびに最終株価の算出日において、取引所において日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引が停止される場合、または、日経平均株価に関する先物取引が停止される場合などには、当初株価の算出期間、早期償還の判定日、株価観測期間ならびに最終株価の算出日が変更されること、または、組入債券の計算代理人(引受証券会社等)により適切と判断される値をもって日経平均株価を算出する場合があります。

各取引所や市場において、何らかの理由（取引規制、システムトラブル等）により現物取引等が円滑に行えなくなった場合等、意図した運用ができない可能性があります。また、何らかの理由により日本経済新聞社（同社より指数算出業務の委託を受けた者を含みます。以下同じ。）または証券取引所等において日経平均株価を計測・発表できない状況となった場合には、組入債券の計算代理人（引受証券会社等）により適切と判断される値をもって日経平均株価を算出する場合があります。なお、日経平均株価が日本経済新聞社により修正された場合には、原則として翌日までに修正された場合に限り修正後の株価を適用いたします。

各市場の大幅な変動や急激な変動により現物取引等が成立せず、必要な取引数量のうち全部または一部が取引不成立となった場合等、意図した運用ができない可能性があります。

当ファンドの組入公社債等の取引にかかる取引コストやファンド運営に予想外の費用（税率の変更等を含みます。）等が必要となった場合などには、ファンドの当初の運用目標が達成されないことがあります。

当初株価の算出期間、早期償還の判定日、早期償還日(決算日)、株価観測期間ならびに最終株価の算出日等に関する日程については、有価証券届出書提出日時点において知り得る暦によるものであり、祝祭日等に変更・追加があった場合、当該期日は変更になることがあります。

なお、募集金額が5億円に満たない場合、または当ファンドに関係する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。

(2) リスク管理体制

- ① リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。
- ② 法務・コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。
- ③ 運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。
- ④ これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

※ 上記のリスク管理体制および組織名称等については、変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

受益権1口当たり262.5円(税込)を上限に販売会社が独自に定める額とします。

申込手数料については、委託者の照会先(ホームページアドレス <http://www.mizuho-am.co.jp/>、電話番号 0120-324-431 受付時間：営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午])または販売会社までお問い合わせください。

※ 申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当額は、申込金額（受益権1口当たりの発行価格1万円）の中に含まれます。

※ 販売会社が定めた申込手数料が1口当たり262.5円(税込)未満の場合は、申込手数料の上限額との差額を受益者に返戻します。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、毎計算期間を通じて毎日、信託財産の元本総額に以下に掲げる率を乗じて得た額とし、毎計算期間を最初の6ヵ月とその翌日から計算期間末までに区分した各期間（以下「半期」といいます。）の末日に、当該半期末の受益権口数に対応する金額を、ならびに信託契約の一部解約（以下「一部解約」といいます。）または信託終了のときに、当該一部解約または信託終了にかかる受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額は、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

信託報酬	信託報酬の配分		
	委託者	販売会社	受託者
年率0.5775%(税込)	年率0.38325%(税込)	年率0.15750%(税込)	年率0.03675%(税込)

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託者の立替えた立替金の利息ならびに資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎半期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する費用、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 受益者が当ファンドを解約する際には、信託財産留保額（解約請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%）をご負担いただきます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

収益分配金については、配当所得として、10%（所得税7%および地方税3%）の税率[※]による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。

なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用なし）や申告分離課税も選択できます。一部解約時および償還時の差益（解約の価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該

申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。)を控除した利益)が譲渡益として課税対象(譲渡所得等)となり、10%(所得税7%および地方税3%)の税率[※]による申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

※ 平成24年1月1日以降は、上記の10%の税率は、20%(所得税15%および地方税5%)になります。

一部解約時および償還時に損失(譲渡損)が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等(上場株式、上場投資信託(ETF)、上場不動産投資信託(REIT)および公募株式投資信託など。以下同じ。)の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り、)との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

② 法人の受益者に対する課税

収益分配金ならびに一部解約時および償還時の元本超過額については、7%(所得税7%、地方税は課せられません。)の税率[※]による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度は適用できません。

※ 平成24年1月1日以降は、上記の7%の税率は、15%(所得税15%、地方税は課せられません。)になります。

※ 買取請求制による換金については、販売会社にお問い合わせください。

※ 税法が改正された場合等には、上記「課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

※ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成21年9月25日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	社債券	オランダ	2,955,151,468	58.01
		イギリス	2,034,222,498	39.93
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	104,798,964	2.05
合 計（純資産総額）		—	5,094,172,930	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（注3）上記の国／地域は当該資産の発行体の国籍を示します。なお、上記日付において保有する資産は全て本邦通貨建て資産です。

(2) 【投資資産】（平成21年9月25日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	利率(%)	償還期限	通貨	数量 (券面総額)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	SGA ソシエテジェネラルアクセプタンス NV	社債券	オランダ	0.38	2012年8月1日	日本円	5,177,210,000	97.00	5,021,893,700	57.08	2,955,151,468	58.01
2	ドイツ銀行AG・ロンドン	社債券	イギリス	0.38	2012年8月1日	日本円	3,604,860,000	97.00	3,496,714,200	56.43	2,034,222,498	39.93

投資有価証券の種類別投資比率

国内／外国	種類	投資比率(%)
外国	社債券	97.94
合 計		97.94

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

平成21年9月25日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
1期	平成20年8月11日	7,033	7,572	7,647	8,234
2期	平成21年8月10日	5,260	5,304	5,889	5,939
	平成20年9月末日	5,920	—	6,463	—
	平成20年10月末日	4,299	—	4,714	—
	平成20年11月末日	4,215	—	4,630	—
	平成20年12月末日	4,403	—	4,841	—
	平成21年1月末日	4,037	—	4,440	—
	平成21年2月末日	3,897	—	4,301	—
	平成21年3月末日	4,121	—	4,548	—
	平成21年4月末日	4,517	—	5,002	—
	平成21年5月末日	4,839	—	5,387	—
	平成21年6月末日	5,062	—	5,636	—
	平成21年7月末日	5,204	—	5,827	—
	平成21年8月末日	5,192	—	5,878	—
	平成21年9月25日	5,094	—	5,767	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

② 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
1期	587.00
2期	50.00

③ 【収益率の推移】

期	収益率（％）
1期	△17.66
2期	△22.34

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）第1期の収益率は、期初の基準価額を1口あたり1万円として計算。なお当該価額には、申込手数料ならびに消費税等相当額が含まれております。

（注3）小数点第3位四捨五入。

第二部 【ファンドの詳細情報】

第1 【ファンドの沿革】

平成19年8月10日 当ファンドにかかる信託契約締結・設定・運用開始

第2 【手続等】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドの申込期間は、平成19年7月9日から平成19年8月8日までとします。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えにまたは設定日に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、信託設定により生じた受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、信託設定により生じた受益権については設定日に振替機関の定める方法により振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (3) 取得申込者は、受益権を10口以上1口単位または10口以上10口単位をもって購入することができます。申込単位は販売会社により異なります。
- (4) 取得申込にかかる受益権の価額は、1口当たり1万円とします。なお、当該価額には、1口当たり262.5円（税込）を上限に販売会社が独自に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれており、当該上限額（1口当たり262.5円（税込））が設定日に信託財産中から支弁されます。
- (5) 販売会社が独自に定めた申込手数料（受益権1口当たり）が262.5円（税込）未満の場合、申込手数料上限額および当該申込手数料上限額にかかる消費税等相当額の中から、その差額（1口当たりの申込手数料上限額と当該販売会社が独自に定める1口当たりの申込手数料額との差額に、取得申込を行った受益者の取得申込口数を乗じて得た金額ならびにその金額に対する消費税等相当額）を当該受益者に対し返戻します。
- (6) 申込期間中に受領した申込金額については、信託設定日までの期間については利息を付しません。
- (7) 募集金額が5億円に満たない場合、または当ファンドに関する投資環境等が変化した場合には、ファンドの設定を中止することがあります。

2 【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、平成19年8月27日から平成24年7月18日までの毎月20日（休業日の場合は翌営業日）を解約請求受付日として、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、各判定日（毎年7月23日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日とします。以下同じ。）において早期償還条件を満たし、直後の決算日において早期償還を行うこととなった場合、当該判定日の翌営業日以降は一部解約の実行の請求は行えません。
- (2) 前記(1)の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人）は次の事由により平成19年8月27日以降平成24年7月18日以前において、委託者に1口単位をもって、その請求日を一部解約の請求受付日とする一部解約の実行を請求することができます。ただし、各判定日において早期償還条件を満たし、直後の決算日において早期償還を行うこととなった場合、当該判定日の翌営業日以降は一部解約の実行の請求は行えません。
 - ① 受益者が死亡したとき。
 - ② 受益者が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。
 - ③ 受益者が破産手続開始決定を受けたとき。

- ④ 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき。
- ⑤ その他①～④に準ずる事由があるものとして委託者が認めるとき。
- (3) 受益者は、一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。その際、受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。これらの場合において前記(2)に規定する事由によりその請求をするときは、販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができますものとし、なお、この場合には、当該事由を証する所定の書類が販売会社に提示され、販売会社が一部解約の実行の請求の事務処理を行う日をもって、一部解約の実行の請求受付日とします。
- (4) 解約請求のお申込み締切時間[※]は、委託者および販売会社の営業日の午後3時（金融商品取引所（証券取引所）が半日取引日の場合は午前11時）までとします。なお、締切時間を過ぎた場合はお申込できません。
- ※ 解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了した時間とします。
- (5) 一部解約の価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額（「解約価額」といいます。）とします。詳しくは、委託者の照会先(電話番号 0120-324-431 受付時間：営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午])または販売会社までお問い合わせください。
- ※ 「信託財産留保額」とは、運用の安定性を高めるとともに、信託期間の途中で換金する受益者と保有を継続する受益者との公平を確保するために、換金する受益者が負担する金額で、信託財産に組入れられます。
- (6) 解約代金は、原則として受益者の請求を受付けた日から起算して、7営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (7) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (8) 委託者は、一部解約の請求金額が多額と判断される場合、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の請求の受け付けを中止することおよびすでに受付けた一部解約の実行の請求を取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が前記(1)および(2)に規定する一部解約の請求を受付けない日である場合には、この計算日以降の最初の一部解約請求を受付けることができる日とします。）に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、前記(5)の規定に準じた価額とします。

第3 【管理及び運営】

1 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

受益権1口当たりの純資産額である基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。基準価額については、委託者の照会先(ホームページアドレス <http://www.mizuho-am.co.jp/>、電話番号 0120-324-431 受付時間：営業日の午前9時～午後5時[半日営業日の場合は午前9時～正午])または販売会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

基準価額は、原則として、委託者の各営業日に計算されます。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

信託期間は、平成19年8月10日から平成24年8月9日とします。ただし、後述「(5)その他 ① 信託契約の解約 2.」に該当する場合は、信託期間終了前に信託契約を解約し、信託を終了させます。

(4) 【計算期間】

1. 当ファンドの計算期間は、原則として毎年8月10日から翌年8月9日までとします。
2. 上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、平成24年8月9日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

1. 委託者は、前記「(3) 信託期間」に規定する信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、やむを得ない事情が発生したとき、または、信託契約の一部解約により、受益権の口数が5万口を下回るることとなる場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
2. 委託者は、判定日における日経平均株価が、当初株価比100%以上となった場合には、直後の決算日においてこの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
3. 委託者は、前記1. および2. の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
4. 前記3. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
5. 前記4. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは信託契約の解約をしません。
6. 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
7. 前記4. から6. までの規定は、前記2. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記4. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合にも適用しません。
8. 当該信託契約の解約について、前記4. の期間内に異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。
9. 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
10. 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社へ引継ぐことを命じたときは、この信託は、後述「② 信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。
11. 受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合において、委託者が新受託者を選任できないとき、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託

者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託者は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託者は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。
7. 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 償還金の支払い

償還金は、原則として、償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において、支払いが開始されます。

※ 償還金は、償還日に振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）に対し、お支払いします。

④ 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ないこの信託契約に関する事業を承継することがあります。

⑤ 関係法人との契約の更改および受託者の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託者と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託者を選任します。委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦ 公告

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧ 有価証券報告書、運用報告書等

当ファンドについて、法令の定めるところにより、計算期間終了毎に「有価証券報告書」を、計算期間開始後6ヵ月経過毎に「半期報告書」を提出します。また委託者は、計算期間の終了後毎に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、予め受益者が申し出た住所に販売会社から届けられます。

2 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託者の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。）にお支払いします。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属するものとします。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託者に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

(5) 受益者の買取請求権

投資信託約款の変更の内容が重大なものに該当するとき、または投資信託契約の解約が行われる場合、所定の期間内に異議を述べた受益者は受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

第4 【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、第 1 期計算期間(平成19年8月10日から平成20年8月11日まで) 及び、第 2 期計算期間(平成20年8月12日から平成21年8月10日まで)について、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号（以下「財務諸表等規則」という。））ならびに同規則第2条の2により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号（以下「投資信託財産計算規則」という。））に基づいて作成しております。

財務諸表等規則は平成20年8月7日付内閣府令第50号により、投資信託財産計算規則は平成21年6月24日付内閣府令第35号によりそれぞれ改正されておりますが、第 1 期計算期間(平成19年8月10日から平成20年8月11日まで)及び、第 2 期計算期間(平成20年8月12日から平成21年8月10日まで)は、内閣府令第50号附則第2条第1項第1号及び内閣府令第35号附則第16条第2項により改正前の財務諸表等規則及び投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第 1 期計算期間(平成19年8月10日から平成20年8月11日まで)及び、第 2 期計算期間(平成20年8月12日から平成21年8月10日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

MHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第1期 (平成20年8月11日現在)	第2期 (平成21年8月10日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	614,044,265	139,558,957
社債券	6,982,667,373	5,189,001,836
未収利息	2,989,985	1,835,088
流動資産合計	7,599,701,623	5,330,395,881
資産合計	7,599,701,623	5,330,395,881
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	539,873,879	44,659,100
未払受託者報酬	1,699,278	1,618,887
未払委託者報酬	25,003,174	23,820,944
その他未払費用	118,823	70,927
流動負債合計	566,695,154	70,169,858
負債合計	566,695,154	70,169,858
純資産の部		
元本等		
元本	9,197,170,000	8,931,820,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,164,163,531	△3,671,593,977
元本等合計	7,033,006,469	5,260,226,023
純資産合計	7,033,006,469	5,260,226,023
負債純資産合計	7,599,701,623	5,330,395,881

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第1期 (自 平成19年 8 月10日 至 平成20年 8 月11日)	第2期 (自 平成20年 8 月12日 至 平成21年 8 月10日)
営業収益		
受取利息	612,391,179	106,187,886
有価証券売買等損益	△1,948,454,831	△1,655,088,147
その他収益	—	14,044,057
営業収益合計	△1,336,063,652	△1,534,856,204
営業費用		
募集手数料	243,460,086	—
受託者報酬	3,411,245	3,326,103
委託者報酬	50,192,793	48,941,339
その他費用	668,426	527,275
営業費用合計	297,732,550	52,794,717
営業利益又は営業損失（△）	△1,633,796,202	△1,587,650,921
経常利益又は経常損失（△）	△1,633,796,202	△1,587,650,921
当期純利益又は当期純損失（△）	△1,633,796,202	△1,587,650,921
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	—	—
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—	△2,164,163,531
剰余金増加額又は欠損金減少額	9,506,550	124,879,575
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	9,506,550	124,879,575
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	539,873,879	44,659,100
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△2,164,163,531	△3,671,593,977

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 1 期 (自 平成19年8月10日 至 平成20年8月11日)	第 2 期 (自 平成20年8月12日 至 平成21年8月10日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	社債券 個別法により時価に基づいて評価しております。	社債券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 その他	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成19年8月10日から平成20年8月11日までとなっております。	当ファンドの計算期間は期末が休日のため、平成20年8月12日から平成21年8月10日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 1 期 (平成20年8月11日現在)	第 2 期 (平成21年8月10日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		919,717口	893,182口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を2,164,163,531円下回っております。	純資産額は元本を3,671,593,977円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額		7,647 円	5,889 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 1 期 (自 平成19年8月10日 至 平成20年8月11日)		第 2 期 (自 平成20年8月12日 至 平成21年8月10日)	
1 分配金の計算過程 計算期間末に以下の費用控除後の配当等収益558,118,715円（1口当たり604円）を分配対象収益として、539,873,879円（1口当たり587円）を分配金額としております。		1 分配金の計算過程 計算期間末に以下の費用控除後の配当等収益67,437,226円（1口当たり74円）を分配対象収益として、44,659,100円（1口当たり50円）を分配金額としております。	
A 当ファンドの配当等収益	612,391,179円	A 当ファンドの配当等収益	120,231,943円
B 経費	54,272,464円	B 経費	52,794,717円
C 費用控除後の配当等収益（A－B）	558,118,715円	C 費用控除後の配当等収益（A－B）	67,437,226円
D 当ファンドの当期末残存受益権口数	919,717口	D 当ファンドの当期末残存受益権口数	893,182口
E 当ファンドの期中平均残存受益権口数	922,937口	E 当ファンドの期中平均残存受益権口数	906,657口
F 分配可能額（C×D／E）	556,171,515円	F 分配可能額（C×D／E）	66,434,954
G 1口当たり分配可能額（F／D）	604円	G 1口当たり分配可能額（F／D）	74円

H 1口当たり分配額	587円	H 1口当たり分配額	50円
I 収益分配金額(H×D)	539,873,879円	I 収益分配金額(H×D)	44,659,100円
上記分配金の計算過程の経費には約款に基づき、募集手数料は含まれておりません。			

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

項 目	期別	第 1 期 (平成20年8月11日現在)	第 2 期 (平成21年8月10日現在)
1 設定年月日		平成19年8月10日	平成19年8月10日
設定元本額		9,274,670,000 円	9,274,670,000 円
期首元本額		9,274,670,000 円	9,197,170,000 円
元本残存率		99.1 %	96.3 %

有価証券関係

売買目的有価証券

第 1 期（自 平成19年8月10日 至 平成20年8月11日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	6,982,667,373	△1,938,951,644
合計	6,982,667,373	△1,938,951,644

第 2 期（自 平成20年8月12日 至 平成21年8月10日）

種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
社債券	5,189,001,836	△1,535,911,920
合計	5,189,001,836	△1,535,911,920

デリバティブ取引等関係

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08

(平成21年8月10日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券					
	日本・円	ドイツ銀行AG・ロンドン	3,604,860,000	2,068,468,668	
		S G A ソシエテ ジェネラル アクセプタンス NV	5,326,960,000	3,120,533,168	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	8,931,820,000 2 98.6%	5,189,001,836 100.0%	
社債券 合計				5,189,001,836	
合計				5,189,001,836	

(注1) 比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２ 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成21年9月25日現在）

I 資産総額（円）	5,100,627,556
II 負債総額（円）	6,454,626
III 純資産総額（I－II）（円）	5,094,172,930
IV 発行済口数（口）	883,407
V 1口当たり純資産額（III／IV）（円）	5,767

第５ 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績及び当該決算期末の発行済み口数は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
1期	927,467	7,750	919,717
2期	—	26,535	893,182

（注）第１期の設定口数は当初申込期間中にかかる設定口数をいいます。

第三部 【特別情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

平成21年10月31日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

(2) 会社の機構(平成21年10月31日現在)

① 会社の組織図



a 運用の基本計画決定に関する会議

31/55

する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、法務・コンプライアンスグループ長を委員長として原則3ヵ月に1回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなど社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成21年9月25日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	16	304,043,436,177
追加型株式投資信託	190	1,432,223,418,265
追加型金銭信託受益権投資信託	12	20,835,943,147
単位型株式投資信託	65	202,505,221,324
合計	283	1,959,608,018,913

3 【委託会社等の経理状況】

- 1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

- 2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については新日本監査法人により監査を受け、また、当事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表については新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位： 千円)	
		前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金	625		330
預金	7,065,880		12,944,930
有価証券	11,992,744		699,650
前払費用	105,790		95,060
未収入金	5,454		107,717
未収委託者報酬	2,310,464		1,541,471
未収運用受託報酬	491,894		463,544
繰延税金資産	221,401		170,033
その他流動資産	153,475		168,518
貸倒引当金	△ 1,401		△ 1,002
流動資産合計	22,346,330		16,190,255
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	299,699		262,456
工具、器具及び備品（純額）	202,763		168,704
リース資産（純額）	-		17,252
有形固定資産合計	※ 1 502,463		※ 1 448,414
無形固定資産			
電話加入権	12,747		12,747
ソフトウェア	20,840		9,688
その他無形固定資産	477		404
無形固定資産合計	※ 1 34,064		※ 1 22,840
投資その他の資産			
投資有価証券	※ 2 2,649,681		7,337,632
長期差入保証金	578,457		577,850
会員権	19,500		19,500

繰延税金資産	117,433	241,963
その他	4,200	12,646
投資その他の資産合計	3,369,271	8,189,593
固定資産合計	3,905,799	8,660,848
資産合計	26,252,129	24,851,103
負債の部		
流動負債		
預り金	25,271	310,663
リース債務	-	8,154
未払金		
未払収益分配金	2,498	1,211
未払償還金	82,809	59,604
未払手数料	1,000,605	653,229
その他未払金	25,942	18,206
未払金合計	1,111,857	732,252
未払費用	1,294,253	975,985
未払法人税等	622,172	416
未払消費税等	136,087	-
賞与引当金	330,000	357,300
流動負債合計	3,519,641	2,384,772
固定負債		
リース債務	-	22,465
長期未払金	14,667	7,965
退職給付引当金	78,809	-
役員退職慰労引当金	71,728	86,774
その他固定負債	-	5,355
固定負債合計	165,204	122,560
負債合計	3,684,845	2,507,332
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計	15,810,907	15,683,990
株主資本合計	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 5,698	△ 102,294
評価・換算差額等合計	△ 5,698	△ 102,294

純資産合計	22,567,284	22,343,771
負債純資産合計	26,252,129	24,851,103

(2) 【損益計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	19,457,777	16,239,947
運用受託報酬	2,416,074	2,382,150
その他営業収益	990	-
営業収益合計	21,874,842	18,622,097
営業費用		
支払手数料	8,694,634	7,324,723
広告宣伝費	506,498	403,189
公告費	4,648	333
調査費		
調査費	674,590	752,457
委託調査費	4,020,211	3,325,622
図書費	7,947	11,105
調査費合計	4,702,750	4,089,185
委託計算費	238,758	175,717
営業雑経費		
通信費	70,397	66,046
印刷費	241,701	258,312
協会費	15,284	18,680
諸会費	3,122	2,786
その他	71,874	87,262
営業雑経費合計	402,381	433,087
営業費用合計	14,549,671	12,426,237
一般管理費		
給料		
役員報酬	117,432	138,599
給料手当	1,887,640	2,232,878
賞与	324,158	363,519
給料合計	2,329,231	2,734,996
交際費	775	1,351
旅費交通費	114,064	111,430
租税公課	99,402	53,660
不動産賃借料	471,669	512,167
退職給付費用	108,459	119,728
福利厚生費	297,547	361,478
貸倒引当金繰入	383	-
賞与引当金繰入	300,575	357,300
役員退職慰労引当金繰入	32,114	21,351
固定資産減価償却費	115,621	126,603
諸経費	417,678	422,564
一般管理費合計	4,287,523	4,822,632

営業利益	3,037,647	1,373,227
営業外収益		
受取配当金	20,969	16,524
有価証券利息	43,685	49,988
受取利息	18,805	20,577
有価証券償還益	601,092	-
時効到来償還金等	77,733	17,667
雑収入	31,780	8,325
営業外収益合計	794,067	113,083
営業外費用		
時効到来償還金等払戻損	2,632	48,628
有価証券解約損	20,510	6,915
ヘッジ会計に係る損失	-	9,357
雑損失	4,527	12,493
営業外費用合計	27,670	77,395
経常利益	3,804,044	1,408,915
特別利益		
投資有価証券売却益	-	3,436
特別利益合計	-	3,436
特別損失		
減損損失	※1 80,910	-
合併関連費用	836,999	-
ゴルフ会員権評価損	4,000	-
システム統合費用	-	201,974
リース会計基準適用に伴う影響額	-	14,726
保養所処分損	-	3,353
投資有価証券評価損	-	529
特別損失合計	921,909	220,583
税引前当期純利益	2,882,134	1,191,768
法人税、住民税及び事業税	1,171,403	466,036
法人税等調整額	△ 10,164	△ 6,892
法人税等合計	1,161,239	459,144
当期純利益	1,720,894	732,624

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位： 千円)

	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
前期末残高	-	2,450,074

当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
前期末残高	2,266,400	4,716,474
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
当期変動額合計	2,450,074	-
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	128,584	128,584
当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
前期末残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
前期末残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
前期末残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	4,463,878	5,677,723
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	5,677,723	5,550,806
利益剰余金合計		
前期末残高	14,597,062	15,810,907
当期変動額		
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
当期変動額合計	1,213,845	△126,917
当期末残高	15,810,907	15,683,990
自己株式		
前期末残高	△720,201	-
当期変動額		
自己株式の処分	720,201	-
当期変動額合計	720,201	-
当期末残高	-	-
株主資本合計		
前期末残高	18,188,861	22,572,982
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-

当期変動額合計	4,384,121	△126,917
当期末残高	22,572,982	22,446,065
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
評価・換算差額等合計		
前期末残高	440,940	△5,698
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	△446,639	△96,595
当期末残高	△5,698	△102,294
純資産合計		
前期末残高	18,629,801	22,567,284
当期変動額		
合併による増加	2,450,074	-
剰余金の配当	△507,049	△859,541
当期純利益	1,720,894	732,624
自己株式の処分	720,201	-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△446,639	△96,595
当期変動額合計	3,937,482	△223,512
当期末残高	22,567,284	22,343,771

重要な会計方針

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの 移動平均法による原価法	1 有価証券の評価基準及び評価方法 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左
2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法…時価法	2 デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法 同左
3 固定資産の減価償却方法	3 固定資産の減価償却方法

有形固定資産…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （会計方針の変更） 法人税法の改正に伴い、当期より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ15,467千円減少しております。 （追加情報） 法人税法改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%相当額に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。 これにより営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ558千円減少しております。 （2）無形固定資産…定額法 ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法 -----	（1）有形固定資産（リース資産を除く）…定率法 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法 （2）無形固定資産 同左 （3）リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法
---	--

前事業年度 （自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）	当事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 （2）賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。 （3）退職給付引当金 従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。 （4）役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。	4 引当金の計上基準 （1）貸倒引当金 同左 （2）賞与引当金 同左 （3）退職給付引当金（前払年金費用） 同左 （4）役員退職慰労引当金 同左
5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。	5 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 同左
6 リース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	-----

7 ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております	6 ヘッジ会計の方針 同左
8 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	7 消費税等の処理方法 同左

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
-----	（リース取引に関する会計基準の適用） 「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号）が平成20年4月1日以降開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。 これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、当該取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とする定率法を採用しております。なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益にかかる累積的影響額は、特別損失として処理しております。 これにより、従来の方法に比べ、固定資産は17,252千円、流動負債は8,154千円、固定負債は22,465千円増加し、営業利益は1,390千円増加し、経常利益は66千円、税引前当期純利益は14,793千円減少しております。

表示方法の変更

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
（貸借対照表及び損益計算書） 当事業年度より、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づき、「未収投資顧問料」を「未収運用受託報酬」、「投資顧問料」を「運用受託報酬」、「法人税等」を「法人税、住民税及び事業税」に変更いたしました。 また、「有価証券解約損」は前事業年度まで、営業外費用の「雑損失」に含めて記載しておりましたが、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、区分掲記しました。 なお、前事業年度における「有価証券解約損」の金額は0千円であります。	-----

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 32,488千円 工具、器具及び備品 271,535千円 ソフトウェア 65,787千円 その他無形固定資産 368千円	※1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額 建物 69,730千円 工具、器具及び備品 287,344千円 リース資産 44,652千円 ソフトウェア 54,108千円 その他無形固定資産 441千円
※2 担保に提供している資産 投資有価証券25,072千円につきましては、投資顧問業登録及び認可に係る営業保証金の供託として差し入れております。	-----

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)										
※1 減損損失 (経緯) 平成20年3月3日開催の取締役会において、売却の意思決定がされた資産につき、減損損失を認識いたしました。 (減損損失の金額) <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th><th>金額（千円）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td><td>67,501</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>12,958</td></tr> <tr> <td>売却経費</td><td>450</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>80,910</td></tr> </tbody> </table> なお、減損損失を計上した各資産の回収可能額は、資産毎の正味売却価額により算定しております。 また、当該減損損失は、特別損失に計上しております。	種類	金額（千円）	建物	67,501	器具備品	12,958	売却経費	450	合計	80,910	-----
種類	金額（千円）										
建物	67,501										
器具備品	12,958										
売却経費	450										
合計	80,910										

(株主資本等変動計算書の注記)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	839,200	212,870	-	1,052,070

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う新株式の発行による増加 212,870株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	26,620	-	26,620	-

(変動事由の概要)

減少数の内訳は、次の通りであります。

合併に伴う自己株式の処分による減少 26,620株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成19年6月15日の第44回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	507,049,920円
2) 1株当たり配当額	624円
3) 基準日	平成19年3月31日
4) 効力発生日	平成19年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	817円
4) 基準日	平成20年3月31日
5) 効力発生日	平成20年6月18日

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,052,070	-	-	1,052,070

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成20年6月17日の第45回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

1) 配当金の総額	859,541,190円
2) 1株当たり配当額	817円
3) 基準日	平成20年3月31日
4) 効力発生日	平成20年6月18日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成21年6月16日の第46回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

1) 配当金の総額	366,120,360円
2) 配当の原資	利益剰余金
3) 1株当たり配当額	348円
4) 基準日	平成21年3月31日
5) 効力発生日	平成21年6月17日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引				1. ファイナンス・リース取引(借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引	
① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額				① リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。	
	工具、器具 及び備品 (千円)	車両及び 運搬具 (千円)	合計 (千円)	② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。	
取得価額相当額	55,599	11,885	67,484		
減価償却累計額 相当額	21,250	3,921	25,172		
期末残高相当額	34,348	7,963	42,312		

② 未経過リース料期末残高相当額	
1年以内	11,412千円
1年超	33,413千円
合計	44,825千円
③ 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額	
支払リース料	12,097千円
減価償却費相当額	10,797千円
支払利息相当額	1,625千円
④ 減価償却費相当額及び利息相当額の算定方法	
減価償却費相当額の算定方法	
…リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	
利息相当額の算定方法	
…リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。	

(有価証券関係)

1 その他有価証券で時価のあるもの

区分	前事業年度 (平成20年3月31日)			当事業年度 (平成21年3月31日)		
	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)	取得原価 (千円)	貸借対照表日 における貸借 対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの						
① 株式	14,345	19,169	4,824	14,345	17,537	3,192
② 債券	3,499,629	3,499,744	115	25,046	25,112	66
③ 証券投資信託	999,300	1,059,940	60,639	2,714,944	2,770,741	55,796
小計	4,513,275	4,578,854	65,579	2,754,335	2,813,391	59,055
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの						
① 株式	63,670	52,065	△ 11,605	63,670	36,935	△ 26,735
② 債券	7,018,427	7,018,072	△ 354	699,654	699,650	△ 4
③ 証券投資信託	1,045,581	982,354	△ 63,226	4,198,602	3,993,813	△ 204,789
小計	8,127,679	8,052,492	△ 75,186	4,961,927	4,730,398	△ 231,529
合計	12,640,954	12,631,346	△ 9,607	7,716,263	7,543,789	△ 172,473

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

区分	前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
売却額 (千円)	113,315	21,022
売却益の合計額 (千円)	—	3,436

売却損の合計額（千円）	—	—
-------------	---	---

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	2,807,380千円
解約・償還益	616,142千円
解約・償還損	20,768千円

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)中に解約・償還したその他有価証券は以下のとおりであります。

解約・償還額	273,772千円
解約・償還益	1,293千円
解約・償還損	6,915千円

3 時価評価されていない有価証券

内容	前事業年度 (平成20年3月31日)	当事業年度 (平成21年3月31日)
	貸借対照表計上額(千円)	貸借対照表計上額(千円)
非上場株式	511,079	493,493
国内CD	1,500,000	—

4 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の決算日後における償還予定額

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	10,492,744	25,072	—	—
② 証券投資信託	—	—	—	—
③ 国内CD	1,500,000	—	—	—
合計	11,992,744	25,072	—	—

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

区分	1年以内(千円)	1年超5年以内(千円)	5年超10年以内(千円)	10年超(千円)
① 債券				
国債	699,650	25,112	—	—
合計	699,650	25,112	—	—

(デリバティブ取引関係)

1 取引の状況に関する事項

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1 取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。 2 取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の市場の変動によるリスク低減を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。 3 取引の利用目的 デリバティブ取引は、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、当該取引についてヘッジ会計を行っております。 ① ヘッジ会計の方針 時価ヘッジによっております。 ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段…株価指数先物取引 ヘッジ対象…有価証券 ③ ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるため、対象有価証券の時価総額の範囲内でヘッジを行っております。 ④ ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。 4 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引は、市場変動によるリスクを有しております。 5 取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引については社内ルールに従い、取締役会の承認のもとに管理部が管理を行い、トレーディング部が取引を執行しております。 また、所定の期間毎に取引状況について取締役会へ報告を行っております。	1 取引の内容 同左 2 取引に対する取組方針 同左 3 取引の利用目的 同左 4 取引に係るリスクの内容 同左 5 取引に係るリスクの管理体制 同左
--	--

2 取引の時価等に関する事項

前事業年度(平成20年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

当事業年度(平成21年3月31日)

ヘッジ会計を適用しているものは開示の対象から除いており、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、適格退職年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	510,895千円
② 年金資産		432,086千円
③ 退職給付引当金		78,809千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	108,459千円
--------	------	-----------

② 退職給付費用	108,459千円
(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用10,603千円を含めております。	

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 適格退職年金の責任準備金の計算基礎数値

① 割引率	2.5%及び4.5%
② 予定計算利率	0.75%及び1.00%
③ 過去勤務債務の償却方法	定額償却
④ 過去勤務債務の償却割合	20/100及び35/100

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	(注1)	536,082千円
② 年金資産		536,729千円
③ 退職給付引当金		—
④ 前払年金費用		646千円

(注1) 当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	(注1)	119,728千円
② 退職給付費用		119,728千円

(注1) 確定拠出型制度の退職給付費用16,753千円を含めております。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成20年3月31日)		当事業年度 (平成21年3月31日)	
1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳		1 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産		繰延税金資産	
有価証券償却超過額	11,432千円	有価証券償却超過額	11,432千円
ソフトウェア償却超過額	33,791千円	ソフトウェア償却超過額	125,208千円
賞与引当金損金算入限度超過額	134,277千円	賞与引当金損金算入限度超過額	145,385千円
退任役員退職年金未払金	12,285千円	退任役員退職年金未払金	5,968千円
ゴルフ会員権償却超過額	62,754千円	ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円
未払事業税	58,774千円	その他有価証券評価差額金	70,179千円
退職給付引当金	32,067千円	その他	69,737千円
減損損失	9,195千円	繰延税金資産小計	459,033千円
その他有価証券評価差額金	3,909千円	評価性引当額	△44,620千円
その他	56,600千円	繰延税金資産合計	414,413千円
小計	415,087千円	繰延税金負債	
評価性引当額	△76,252千円	未払事業税	△2,152千円

繰延税金資産の純額	338,834千円	前払年金費用	△263千円
		繰延税金負債合計	△2,415千円
		繰延税金資産の純額	411,997千円
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。		2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
		法定実効税率	40.69%
		（調整）	
		評価性引当額	△2.65%
		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.42%
		受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.26%
		住民税等均等割	0.35%
		その他	△0.02%
		税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.53%

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 結合当事企業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び事業の内容

①結合企業 第一勧業アセットマネジメント株式会社（当社）

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

②被結合企業 富士投信投資顧問株式会社

事業の内容 投資信託における委託会社の業務、内外の有価証券等に係る投資顧問業務及び投資一任契約に係る業務及びそれらに付帯または関連する一切の業務

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を存続会社とし、富士投信投資顧問株式会社を消滅会社とする吸収合併であり、両社はともに株式会社みずほフィナンシャルグループを親会社としております。なお、結合後企業の名称はみずほ投信投資顧問株式会社となっており、合併により普通株式239,490株を交付しております。また、合併による資本金の増加はありません。

(3) 取引の目的を含む取引の概要

近時ますます多様化・高度化するお客さまの投資ニーズに的確に対応していくには、両社が持つ経営基盤、これまで培ってきたノウハウを発展的に融合することがベストであると判断し、平成19年7月1日を合併期日として富士投信投資顧問株式会社と合併しました。

2. 実施した会計処理の概要

当社が富士投信投資顧問株式会社より受入れた資産及び負債は、合併期日（平成19年7月1日）の前日に付された適正な帳簿価額により計上しました。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

前事業年度(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区	1,540,965百万円	子会社の経営管理	被所有直接98.7%	なし	経営管理	自己株式の処分	679,105	—	—

(2) 兄弟会社

属性	名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,110,308	未払手数料	411,412
親会社の子会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	直接0.0%	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,007,488	未払手数料	193,543
親会社の子会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	なし	信託財産の管理	委託者報酬	12,559,261	未収委託者報酬	1,801,982

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

一般取引条件と同様に決定しております。

当事業年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	650,000百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	2,882,983	未払手数料	246,189
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288百万円	証券業	所有直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	1,342,543	未払手数料	118,580
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,231百万円	信託銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	11,271,538	未収委託者報酬	1,255,215

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

（東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 21,450.36円	1株当たり純資産額 21,237.91円
1株当たり当期純利益 1,733.85円	1株当たり当期純利益 696.36円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)
損益計算書上の当期純利益 1,720,894千円	損益計算書上の当期純利益 732,624千円
普通株式に係る当期純利益 1,720,894千円	普通株式に係る当期純利益 732,624千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数 992,524株	普通株式の期中平均株式数 1,052,070株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)	当事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
該当事項はありません。	同左

4 【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項(平成21年10月31日現在)
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項(平成21年10月31日現在)
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名 称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託者	みずほ信託銀行株式会社	247,231	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。
(2) 販売会社	静銀ティーエム証券株式会社	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	株式会社紀陽銀行	80,096	
	株式会社筑邦銀行	8,000	
	株式会社福邦銀行	7,300	

(注)資本金の額…平成21年3月31日現在

2 【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託銀行として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

す。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに償還金、収益分配金および一部解約金の支払い等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成21年11月4日現在、該当事項はありません。

＜参考：再信託受託者の概要＞

名 称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

平成20年11月4日 有価証券報告書

平成21年5月1日 半期報告書

独立監査人の監査報告書

平成21年9月30日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08の平成20年8月12日から平成21年8月10日までの第2期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08の平成21年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 樽本 修平 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 茂木 哲也 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年10月14日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	成澤 和己 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樽本 修平 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08の平成19年8月10日から平成20年8月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMインカム確保型株価参照ファンド07-08の平成20年8月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 前期の財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月17日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	成澤 和己 印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	樽本 修平 印
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	茂木 哲也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第45期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。